

資料1－4	H18.9.27
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成18年10月以降のサービスコード、単位額単価について

1 サービスコードについて

サービスコードについては、平成18年9月16日にお配りしたものの以降厚生労働省からの新たな提示はありません。現時点では、配付済みのサービスコードをお使いください。

2 単位額単価について

(平成18年9月25日、厚生労働省に電話で確認。平成18年9月29日に告示するとのこと。)

甲地における単位数単価は以下のとおりです。

	サービス名	単位額単価
訪問系	居宅介護	10.36円
	重度訪問介護	10.36円
	行動援護	10.36円
	重度障害者等包括支援	10.36円
	短期入所	10.36円
日中活動系	生活介護	10.36円
	療養介護	10.00円
	自立訓練	10.35円
	就労移行支援	10.35円
	就労継続支援	10.34円
	児童デイサービス	10.36円
居住系	共同生活援助	10.48円
	共同生活介護	10.49円
	施設入所支援	10.40円

※ 旧法施設支援については、基本的に現状どおり（裏面参照）

※ なお、訪問系の居宅介護、重度訪問介護、行動援護の基準該当事業者については単位額単価に0.85を乗じた8.806円となります。

◇ 旧法施設支援の厚生労働大臣が定める一単位の単価表

施設種別		特別区	特甲区	甲	乙	丙
身体障害者更生施設		10.73	10.61	10.36	10.18	10
身体障害者療護施設		10.8	10.67	10.4	10.2	10
身体障害者 授産施設	入所 (通所部含む)	10.68	10.57	10.34	10.17	10
	通所	10.68	10.57	10.34	10.17	10
知的障害者 更生施設	入所 (通所部含む)	10.8	10.67	10.4	10.2	10
	通所	10.86	10.72	10.43	10.22	10
知的障害者授産施設		10.8	10.67	10.4	10.2	10

【加算の取扱い変更について】

現在の施設訓練等支援費では、加算の種類によって、単位数単価をかけるものとかけないものがありましたが、10月以降の旧法施設支援については、身体障害者療護施設における遷延性意識障害者加算、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算（ALS加算）以外の全ての加算について、上記の単価額単価をかけることとなります。